

(様式1-1)

受付番号		業者コード		所在区分	
------	--	-------	--	------	--

入札参加資格審査申請書（物品製造・購入・委託業務等）

令和3・4年度（2021・2022年度）において芳賀地区広域行政事務組合で行われる物品製造・購入・委託業務等に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、入札参加資格者名簿を公表することに同意します。

令和____年____月____日

芳賀地区広域行政事務組合長 様

新規・更新の区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
----------	---

◆申請者

商号又は名称	フリガナ	代表者印
代表者役職名		
代表者氏名	フリガナ	

◆主たる営業所<本店>

郵便番号	〒		
住所又は所在地			
登記簿上の所在地 (所在地と違う場合)			
電話番号		FAX番号	

◆委任を受けた営業所等<委任のない場合は記入しない>

営業所等名称	フリガナ		
代理人役職名			
代理人氏名	フリガナ		
住所又は所在地	〒		
電話番号		FAX番号	

◆申請内容の問い合わせ先

部署名		電話番号	
担当者名		FAX番号	

(様式 1 - 2)

商号又は名称	
--------	--

◆財務関係その他

資本金 <small>(法人のみ)</small>		千円
自己資本額 <small>(法人のみ)</small>		千円
流動資産 (a)		千円
流動負債 (b)		千円
流動比率 <small>(a/b×100)</small>		%

営業年数		年
総従業員数		人

◆入札参加を希望する業種情報

決算日	令和		年		月		日
入札参加を希望する業種及び実績高							
大分類				小分類		直前の営業年度における実績高 (千円)	
記号	種目	番号	品目等				

※別紙「業種区分表」の中から該当する希望業種を選び、大分類及び小分類を記入してください。ただし、希望できる業種は最大10業種とします。
※希望業種ごとに、直前の営業年度における実績高(売上高)を記入してください。
※大分類の「その他物品」及び「その他業務」のうち、小分類の「その他」を希望する場合は、その内容を品目等の欄に具体的にカッコ書で記入してください。

◆希望業種に関する許認可・登録等

許認可・登録等の名称	許可等年月日

(様式2)

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、令和____年____月____日から令和____年____月____日までの芳賀地区広域行政事務組合に対する下記の権限を委任します。

受 任 者			
営業所等の 住所又は所在地			受任者印 
営業所等の名称			
代理人の職名			
代理人の氏名			
電話番号		F A X 番号	

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 入札及び見積に関する事 | 4 代金の請求及び受領に関する事 |
| 2 契約締結に関する事 | 5 復代理人の選任に関する事 |
| 3 契約の履行に関する事 | 6 その他契約処理に関する事 |

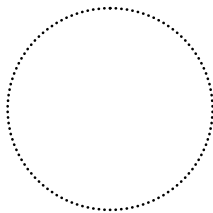
令和____年____月____日

芳賀地区広域行政事務組合長 様

住所又は所在地_____

商号又は名称_____

代表者職・氏名_____

代表者使用印


(様式4)

誓 約 書

令和 年 月 日

芳賀地区広域行政事務組合長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

私は、芳賀地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）の構成市町（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）が定める各市町暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札及び契約から排除していることを確認したうえで、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、組合が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、本誓約書に係る誓約事項の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、組合がこれを警察に提供することについて同意します。

記

- (1) 自社（法人企業、個人企業及び団体をいう。以下同じ。）は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 自社の役員等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。
- (3) 暴力団又は暴力団員が、その経営又は運営に実質的に関与していることはありません。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用していることはありません。
- (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約等又は資材、原材料等の購入契約等を締結することはありません。
- (6) 暴力団員である事実を知らずに、暴力団員を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員である事実を知らずに、その者と下請契約等若しくは資材、原材料等の購入契約等を締結した場合においては、当該事実の判明後すみやかに、措置を講じます。
- (7) 自社又は自社の役員等は、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用することはありません。
- (8) 自社又は自社の役員等は、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していることはありません。
- (9) 自社又は自社の役員等は、暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していることはありません。
- (10) 自社又は下請契約の相手方が暴力団等から不当要求を受けたときは、すみやかに、その旨を組合、警察署、その他の関係機関に通報します。